

新型コロナウイルス感染症の流行

に伴い、次の要件を満たす方は、

申請により保険料が減免となります

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯の方で、下記の(1)~(3)の全てに該当する方

⇒ **保険料の一部を減額**



【保険料が一部減額される具体的な要件】

世帯主について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた本年の収入のいずれかが、**令和3年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること
- (2) **令和3年の所得の合計額が1000万円以下**であること
- (3) **収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下**であること

※令和3年の所得が0円だった場合等計算により減額とならない場合があります。

※所得とは収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

詳しくは右面をご覧ください。

減免対象の保険料額 (A×B/C)

A：当該被保険者の令和4年度保険料額

B：世帯主の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額

C：世帯主及び世帯の被保険者全員の令和3年の所得の合計額

所得の合計額に応じた減免割合 (D)

令和3年における世帯主の所得の合計額について、

300万円以下の場合：全部(10分の10)

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1,000万円以下の場合：10分の2

※世帯主の事業等の廃止や失業の場合には、世帯主の令和3年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

保険料の減免額 は、**減免対象の保険料額(A×B/C)に、令和3年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額**です。

減免額の計算例 (75歳以上の夫婦世帯)

【令和3年の所得】 ※保険料額は全国平均を基にした一例です。

夫 給与所得 100万円 (給与収入160万円に相当)
年金所得 80万円 (年金収入190万円に相当)
→令和4年度保険料額 約19万円

妻 給与所得 なし
年金所得 20万円 (年金収入130万円に相当)
→令和4年度保険料額 約6万円

所得の合計額 (C)
= 200万円

夫の給与収入が10分の3以上減少する見込みがある場合

【保険料の減免額】

(A) (B) (C) (D) 保険料の減免額
夫の保険料について、
19万円 × (100万円/200万円) × 10分の10 = 約10万円

妻の保険料について、
6万円 × (100万円/200万円) × 10分の10 = 約3万円